



は、これと住民に公表しなげればならないこと。第八条は、大に申し上り申し公表をなすこと。あるいは監査の直接請求は住民から、また大に場合における監査請求者の住所、氏名、監査請求者からの署名等の公表は、町の公告式の例によらうとし、後場の場木板に掲示して行う旨を規定したものでござります。第九条は、監査事務を内閣に行なうたが、書記を置くことのみを定め、最後が附則となるものであるとござります。以上簡單であります。説明にかえさせておきます。さうして監査委員さんの職務執行が内閣に参ります。さう本条と東京通りご可決あらんことをお願ひ申し上げる次第でございます。

議長（石川信義君）　さうして質疑を行ないます。

（質疑なしと呼ぶ者あり）



議長（石川信義君）　さうして質疑を行ないます。
おはかりいたします。議案第二十号は、東京通り決すこと。ご可決あらんことをお願ひいたします。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）　ご質疑なしと決めます。さうして議案第二十号は、東京通り決すこと。ご可決あらんことをお願ひいたします。

議長（石川信義君）　日程第八、東京部旧市町村職員の給与組合資産管理組合設立について、議案第二十号を議題に供します。

事務局長として、議案の附託をいたします。

（二十番）大久保一朗君　中常に入長い条例であります。附託を省略し、内容説明を願ひたいと思つてます。

議長（石川信義君）　附託省略の件であります。さうしては、からせましてよろしいでしょうか。

(「恩給法」と呼ぶ所あり)

一議長(石川信義君) 二「恩給法」と呼ぶ所あり。 三議長なしと決り。 四議長を省略し、以下は
人理事官より提案理由の説明を求めます。

一助役(保崎俊夫君) 二議長 三議長なしと決り。 四議長を省略し、以下は
合資産管理組合設立について申し述べます。 五「公債」と
りまして、非常の重税を課せしめ、各りし、大いなる恩給制度は、
最近になりまして、政府の施策により、国民皆年金制度に
連なれまして、従来のように、私ども公務員が、国、地方公
共団体、恩恵的なものとして、それにより、大いなる恩給制
度と、ここを改正したとして、一般社会人は、厚生年金制度がありま
か、あるいは、又商業の方で、無職の方で、それにより、大いなる
制度等がありまが、これらと同じように、例え公務員とは言え
従来のような、恩恵的な意味に、それにより、大いなる公務



員が在職して、その間に積立をしまして、退職した場合には、一般社会と同じ
いように年金を受けるといふ考え、大いなる転換するものと
りまして、地方公務員関係については、週日の臨時国会に
おいて、その根拠方式と、その地方公務員共済組合法という法律
が成立し、それにより、従来の恩恵的なものから、それにより、大いなる
「公債」と呼ぶ所あり。 二議長 三議長なしと決り。 四議長を省略し、以下は
合資産管理組合設立について申し述べます。 五「公債」と
りまして、非常の重税を課せしめ、各りし、大いなる恩給制度は、
最近になりまして、政府の施策により、国民皆年金制度に
連なれまして、従来のように、私ども公務員が、国、地方公
共団体、恩恵的なものとして、それにより、大いなる恩給制
度と、ここを改正したとして、一般社会人は、厚生年金制度がありま
か、あるいは、又商業の方で、無職の方で、それにより、大いなる
制度等がありまが、これらと同じように、例え公務員とは言え
従来のような、恩恵的な意味に、それにより、大いなる公務



す。第四章は組合の経費の支弁方法を規定し、その旨を以て、第十三条組合は毎会計年度、その財産の中より第三条に掲げる費用を支弁するものとし、この第三条というのは、ゆきよく今年で使つておる職員に對するカネの給付をするための費用を、其の組合に支払うということと、費用を支弁するということとをいふ事、第十三条は組合は毎会計年度ここに記載されておる収入の内からその事務に要する費用を支弁するものとし、第十五条は、現実は起らないと思ふ事、前条に規定した事務費を支弁すべき場合において組合の事業計画にその定めたる金額を負擔する旨を規定してあります。が、現実は資産の客が良いのを起らないのではなかろうかと云ふわけでございます。次は別表にその通りまして、附則が、この規約は昭和二十一年十月一日から施行し、この規約施行後、最初組合長の選挙が行われる間は、その



規約の執行目前は、旧東京都町村職員会館組合長であつたものが、組合長の職務を行うという経過措置を設けたわけでございます。これは申し上ぐるまでもなく都下全市町村の協議による規約でございます。是等とも原案通りご可決あらんことをお願ひ申し上げます。次第でございます。

一議長「石川信義君」　こゝより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長「石川信義君」　こゝより質疑を総括します。

おはかりいたします。議案第二十号は原案通り決すから、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長「石川信義君」　ご異議なしと認めます。さうで、議案第二十号は

原案通り可決いたします。

一議長石川信義君 二二で暫時休憩をいたします。

休憩 午前十時三十八分
開議 午前十時四十五分

一議長石川信義君 休憩前にこの議事を開きます。

日機第九防衛支隊金庫保管施設新設工事について議案第九十九号を議題に供します。事務局長をして議案の朗読をさせます。
(町田議金事務局長朗読) 省略

一議長石川信義君 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川原金吉君) かねがね私も、なんと大補助金を得て、防衛支隊金庫にこの道路新設工事をしていくということが多々聞かれています。いふ手から本年度の補助金として防衛支隊金庫に決定されています。先般建設省並に東京部知事の推薦によりまして五百八十二万四千円が決定され、従って、これに基づきまして今回施行されるという

こととござります。場所としては横田基地、牛込線り町道五百十号線、そのわき特等町道の道路にござります。舗装箇所は基地前から

八高線を通り特等町道の延長四百五十五米、巾員六米二米舗装面積が二千八百八十三平方メートルにござります。この舗装につ

きまして側溝をつけるわけですが、一方がU型、一方がI型で、U型

承知のとおり、この排水につきましては、八号線と分岐点といふこ

として北側、国道にゆく道路に側溝をつけるわけですが、八高線の西

側にについては、こちらに流れるようにつけるわけですが、しかしこ

の流水処理の方法がないわけだ、そういう接合して結果暫定的

に、八高線からつぎ、さらに青梅線から東側、牛込駅前

側溝がありますから、ここに流れるように設計したわけだ、ござい

まして、舗装より側溝の方が若干長くなり、舗装より排水につ

き、八高線の北側は国道百七十九号線に流し、西側にについては、牛

一、市長（瀬古清蔵君） 此の議案として、又、秋とも日頃痛感し

ており、牛込周辺の今後の排水については研究もし、又、十分考慮を

与えなければならぬわけだ、早期解決策を案出なければならぬい

ということであつて、牛込校周辺の排水と案出を合せて、是時

牛込周辺の排水と一日も早く解決できるように努力する次第だ

と云ふ事だ。

一、議長（石川信義君） このへで質疑を総括します。

おかりします。議案第二十号は、東東通り決すから、

異議ありませんか。

（異議なしと呼び合あり）

一、議長（石川信義君） 異議なしと決めます。さうで議案第二十

九号は、東東通り可決します。

一、議長（石川信義君） 日程第十 都立工業商業学校校外排水

工部局の議案第八号も議題に供します。事務局長をして



都道を横断し、町道より線にセーム管をいれ、大井川に注ぐ。
り、その間三百五十米あり、柳葉にさつて行い、口径が三百
米で、その管は百八十センチあり、二、三と都の負担するといふこと
は、その周辺の排水も大井川といふことより、二、三町を算む
内付けして施行し、大井川といふことより、二、三町を算む
従つて、この事業決定に切つては、都道までの間を甲おひ

一 議長（石川信義君） 二、三町を算む。

一 二番（渡辺健二郎君） 又、その管は、大井川に注ぐ。

く、比つて排水管壁は、大井川といふことより、二、三町を算む。
また、その管は、大井川に注ぐ。

一 助役（川島金吉君） 二、三町を算む。

と、その管は、大井川に注ぐ。

一 了解と呼ぶ者あり。

一 議長（石川信義君） 二、三町を算む。

したとしても、夏番と比べ、結果が安いという事で、ここに本
題が予算とご提案申し、その大次第でございます。

この予算とあるのは、防犯支金にその工事の施行、それから商
学学校の排水工事、その他道路維持等を追加したという
こととご提案申し、その大次第でございます。

内容についてご説明申し上げます。今回はご提案は千二
百四十万五千円を追加したという事で、歳入の国庫支金
が五百八十一万四千円の追加でございます。これは先程申し上げた
防犯支金による補助金でございます。工事費の二分の一は補助す
る金額であり、都支金は三百八十二万四千円、これは商業学校の
排水に使用する補助金でございます。この二つが主となるわけですが、
けつさく工事をする上におきまして、三百八十二万五千円の不足を
生ずるわけでございます。また、年度決算の見直しかつさし

福生町議会

く、三百八十二万五千円を繰越金として計上してもござるこ
う見直しのもとに、これは町買収分として、さういふ大いと思つてい
るわけでございます。以上の歳入合計が、千三百四十五万四千円となつて
けつさくです。次に歳入についてご説明申し上げます。土木費に
おきまして、三百四十五万四千円になつておりますが、この内訳として
道路維持費が五十八万四千円、これは町で使うもの、三輪車の修理費が
三万四千円、備品費が五万四千円、これは町道補修に四人ほどおいておきま
す、それから費用でございます。それから、原燃料費が五万四千円、追加でござ
います。町道補修に使用する資材の購入費でございます。道路新設
改築費が八十五万四千円、追加になつておりますが、これは備品費に代りて
陽面焼付器を買ったという事であります。今までの青字算と外
に発生しておいたものでござります。この額は年々五万四千円位
変動するものでござります。この焼付器を購入して、緊急時にもござるよ